長時間職員は

本庁残業実態調査

グラフ① あなたが直近の1ヶ月（11月）に実際に残業した時間数（休日出勤も含む）を教えてください

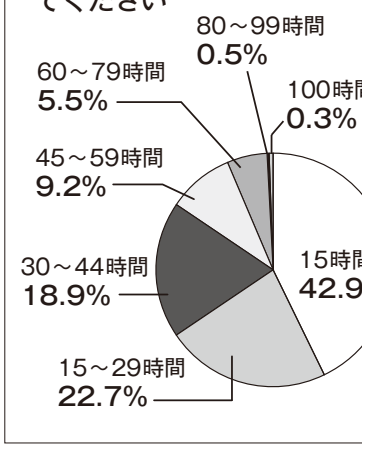

グラフ② あなたが直近の1ヶ月（11月）で時間外手当の申請をしていない残業時間数を教えてください

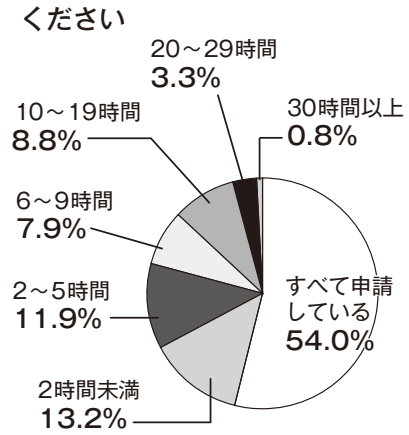

グラフ⑤
時間外勤務の縮減に必要なことは何だと思いますか？

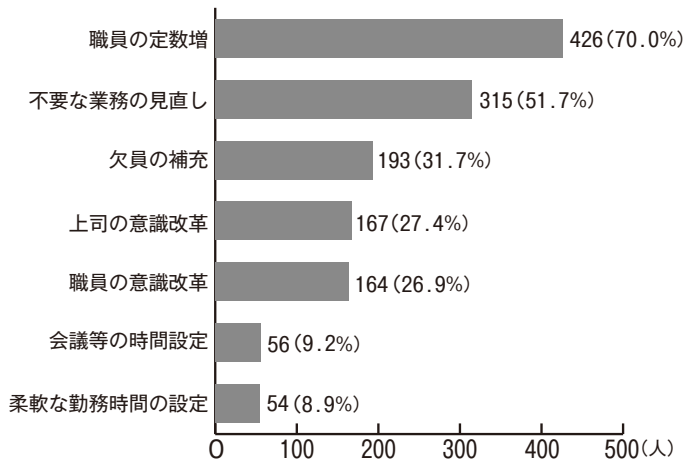

グラフ
設定
が

思わ
23

「
あま
26.

年越し
が、当時は非常に忙しく30～40時間のサービス残業であった。同じ課にも、他課にもそういう方が多くいたと聞く。また、業務分担の適切な割り振りが必要▼夏期はSSCの時間外事前届けの前に理由書を書かされていた（今は廃止）幹部会議では時間数だけが問題になるが業務改善は議論されない▼業務量が多い。時間外の、時間数ばかり見られるが、業務自体の改善が必要ではないか▼時間外が多いグループについて調査し、定数を増やす等してほしい▼時間外勤務の縮減には、時間外勤務上限設定が必要だと思います▼人員を増やしてほしい。家族を犠牲にしているのでとてもつらいです▼切な人材配置を求めます▼本庁と出先の対立構造で無駄な時間が

と感じます▼疲れがとれない。酒が増えた▼他の室・課の業務により時間外勤務をさせられることが一番多い。どうにかならないものか▼「働き方改革」→時間外手当縮減のみが目的。仕事が減らないのに残業が減るわけない。もうしんどいです

【商工労働部】

業務の適正な配分をしてほしい。子育て中、病気療養中などの負担を一部の職員が負っているが、上司は見ていない。上司はほとんど席にいないので、普段の様子がわかっていない。なのに評価されて悲しい▼業務分担の弾力的見直し。業務に対する組織対応▼今だに「つき合い残業」をしている職員が少なくありません。嫌々仕方なくそうした対応を余儀なくされている職員がいる一方、「小遣い稼ぎ」で無理に残業を行い、付き合い残業を歓迎する職員も多数存在します。職員の意識改革が肝要です▼府の上層部、人事担当者、議員などは、府庁職員はいくらでも取り替えのできる部品としか見ていないように思われる発言、方針、命令が、特に最近多くなっている。とても残念に感じるとともに、こんな組織のままでは未来はないと思っている。もう手遅れでしょ

りがある。時間外勤務の少ない部署や全くない部署から多い部署へ人員を回せば良い▼1時間30分以上の時間外しか実績報告していない。時間外をするなという圧力が最近すごい。仕事量も増加に伴った定員増、欠員補充を▼働きやすくはない▼ピントがずれていて、改革になってない改革が多い。みんな好きで残業している訳ではない。業務量自体を見直すべき▼業務について検証の時間をもっと取る風潮ができたらと思います。（不要な業務の見直し）▼勤務時間を後ろにずらすことは、インターバルの観点から健康に良いと思う。しかし、業務量がそもそも多ければ出勤するだろうから実行性はない▼残業が少ない職場からの配置転換（出先含め）▼時間外勤務の「見える化」は個人情報の公表、共有ではないか。管理職が扱うべき情報を課員で共有するのか。プライバシー上問題だ▼時間外手当削減によって「時間外が減った」と誤解している。1時間以内ぐらいなら出さない人ばかり。民間でも1分単位で支給するようになっており、府庁の時間外はもっと隠れている。幹部の意識を変えないと無理▼時間外や人員減のため「府民サービスを減らす」と宣言する幹部がいないのに無

何回かあると思うが、ムダではないか。特に予算時期の11月になぜ実施されるか意味不明です。議会予算以外に所属毎で忙しい時期が違うと思います▼時間外に止むを得ず長時間残業が発生した場合など、事前申請に固執しすぎていないか▼助けてくれ！業務軽減を望みます。評価も低いです。来年度こそ、福祉部本庁を卒業したいです▼人が少ない。出張や年休をとる職員が出ると職場の電話対応に支障が出る。職員の数が減っているのだから業務量と電話の数もそれに応じて減らしてほしい▼人の数不足と質の低下。ムダな残業が多い▼議会に関する答弁調整に時間をかけすぎ。この間、本来しなければならない仕事ができない。部長をはじめとする幹部も答弁調整という生産性のない仕事にどれだけの職員の数と時間が浪費されているかを考えてほしい。サテライトにべったりはりついている人数を見ればわかる。これらの時間を対外的な交渉や調整に事案を使うべきだが、使うことができないことに大変なストレスを感じる。それから細かなことでもレクが多すぎ。職員は幹部のために仕事をしているのではない。内部調整などに神経をすりへらす体制にはうんざりだ

連載

憲法をいかすのか 変えるのか

「自民党改憲草案」を考える ⑧

首相への権力の集中と「自己責任」押しつけで地方自治を破壊

地方自治は日本国憲法で定められた民主政治の柱の一つです。その理念は、戦前への反省のうえに立ち「権力を分散させる」ため、中央集権を排し、住民の直接参加による民主主義の発揚を図るものです。さらに、住民の要望にきめ細かく応え、国民の生存権（人間らしく生きる権利）保障の充実を図ることです。

ところが自民党改憲案は、この理念を切り縮め、地方自治そのものを破壊しようとしています。

地方自治の理念縮め、国の責任を地方に転嫁

改憲案92条1項は「地方自治は…住民に身近な行政を自主的、自立的かつ総合的に実施することを旨として行う」と規定し、93条3項では「国及び地方自治体は、法律の定める役割分担を踏まえ、協力」するとしています。

しかし、地方自治が果たす役割を「身近な行政」と割り切ることは、立憲・民主・平和・社会保障という地方自治の広範な理念を著しく切り縮めるものです。

また、生存権の保障や社会保障の第一の責任を負うのは国（日本国憲法25条）であるにもかかわらず、国と地方の「役割分担」を強調し「住民に身近な行政」の名のもとに社会保障の責任を地方に押しつけようとするものです。しかも、身近な行政は地方が「自立的」に行うという規定は「国に頼るな」という姿勢があらわれています。

さらに、93条3項では「地方自治体は、相互に協力しなければならない」とし「苦しくても自治体同士でやりくりしろ」と言わんばかりです。

自民党改憲案は前文や家族の規定（24条）で自助・共助を強調し、さらに地方に責任を押し付け「自立」を迫ることで、国の社会保障に対する責任を免れる狙いです。

住民サービスの「対価」負担義務を明記

財源問題では、96条で地方の「自主財源」の原則を定め「地方自治は自主的財源に基づいて運営されることを基本」（改憲案Q&A）とする一方、92条2項では、住民はサービスを受ける代わりに「その負担を公平に分担する義務を負う」と住民の負担義務も明記しています。「財政の健全性」の規定（83条2項）も準用し、国の社会保障の役割を地方と住民に押しつける発想が貫かれています。これでは自治体の規模による格差が極端に広がることになります。

道州制に道を開く

さらに財界が究極の「構造改革」と位置づける「道州制」に道を開こうとしています。改憲案93条で「地方自治体は、基礎地方自治体及びこれを包括する広域地方自治体とすることを基本とし、その種類は、法律で定める」と規定しています。改憲案Q&Aでは「道州はこの草案の広域地方自治体に当たり、この草案のままでも、憲法改正によらずに立法措置により道州制の導入は可能」と明記しています。

歴史的に形成されたコミュニティーとかけ離れた巨大な「自治体」を強制的につくりだせば、自治体そのものが現実の人々の生活からかい離し、住民の政治参加も自治の機能も失われます。

関西勤労協2017新春学習集会

あったかほっこりの 社会運動

～2017年の展望をひらく～

『都構想』住民投票、大阪W選挙、参議院選挙…大阪では、歴史的なたたかいが行われてきました。その中で、さまざまな立場の人との共同が広がってきました。

そんな中で、時代を変える仲間をふやすために“対話すること”“働きかける力”がますます重要になってきています。

これまでの運動の確信を深め、これからの社会運動に大切なことについて、新年に、原冨悟さんが“あったかほっこり”語ります。

日　時　2017年1月6日（金）18：30スタート

会　場　北区民センター

講　演　原冨（はらとみ）　悟（さとる）さん（労教協常任理事）

資料代　1,000円